

契 約 書

社会福祉法人高嶺福祉会
デイサービスセンター野桑の里

様（以下、「利用者」といいます）と、社会福祉法人高嶺福祉会の営む
デイサービスセンター野桑の里（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う指定通所介護について、つぎのとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定通所介護を提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は

令和 年 月 日 から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2. 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（指定通所介護計画の作成及び変更）

第3条 事業者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、「居宅サービス計画」の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した「指定通所介護計画」を作成します。「指定通所介護計画」の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得て、交付します。

2 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明の上、交付します。

（指定通所介護の提供場所・内容及び変更）

第4条 指定通所介護の提供場所はデイサービスセンター野桑の里です。所在地及び概要は【重要事項説明書】の通りです。

2. 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、【重要事項説明書】のとおりです。

3. 事業者は、指定通所介護計画に沿って、【重要事項説明書】に定めた内容のサービスを提供します。

4. 指定通所介護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の方の了承を得て新たな内容の指定通所介護計画を作成し、それをもって事業者が提供するサービスの内容とします

（サービス提供の記録）

第5条 事業者は、サービス提供記録を作成し、この契約の終了後5年間保管します。

2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧することができます。

3. 利用者は、第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。但し、記録の複写物にかかる費用については【重要事項説明書】に定める料金を利用者が支払います。

（料金）

第6条 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金を基に計算された月毎の合計金額を支払います。

2. 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ送付します。

3. 利用者は、当月料金の合計額を翌月20日から月末までに事業者の指定する方法で支払います。

(サービスの中止)

第7条 利用者は、事業者に対してサービス実施日の前営業日の午後5時までには通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2. 利用者が、サービス実施日の前営業日の午後5時までには通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して、【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の10%をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。
3. 事業者は、利用者の体調不良等、指定通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱は【重要事項説明書】に記載した通りです。

(料金の変更)

第8条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料および食費等の利用者負担分に変更が生じた場合は、利用者に対して1か月前までに文書で通知することにより、変更後の利用者負担分を請求することができるものとします。この場合は、事業者は利用者に対し、速やかに、変更の時期、変更後の金額を十分に説明します。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

- 2 事業者は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由により、介護保険給付の適用を受けないサービス利用料を変更するには、1か月前までに利用者に文書で通知し、変更の理由を十分説明し、利用者の同意を得るものとします。
3. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。

(契約の終了)

第9条 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、1ヶ月以上の期間を定めて、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族等が、事業者やサービス従業者または利用者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信行為を行った場合
5. 事業者は、第4項によりこの契約を解約する場合には、担当の介護支援専門員又は利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な措置を講じます。
6. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合

- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

（秘密保持）

第10条 事業者、および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2. 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために利用者および家族の個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

（賠償責任）

第11条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

（緊急時の対応）

第12条 事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、医療機関に協力要請を取るなど必要な措置を講じます。

（連携）

第13条 事業者は、指定通所介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

（相談・苦情対応）

第14条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、指定通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

（本契約に定めのない事項）

第15条 利用者および事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

（裁判管轄）

第16条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者と事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日

令和 年 月 日

【利 用 者】

住 所

氏 名

印

署名代行者

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

利用者との関係：

署名代行理由：

住 所

氏 名

印

【事 業 者】 兵庫県赤穂郡上郡町野桑3027番地

デイサービスセンター 野桑の里

管 理 者 村田 博之

印

【事 業 所】 兵庫県赤穂郡上郡町野桑3027番地

デイサービスセンター野桑の里 (指定番号 2873900209 兵庫県)